

## 富士石油株式会社株式の譲渡について

新日鉱ホールディングス株式会社(本社:東京都港区、社長:清水康行、以下「新日鉱HD」)の子会社である株式会社ジャパンエナジー(本社:東京都港区、社長:高萩光紀、以下「Jエナジー」)は、富士石油株式会社(本社:東京都品川区、社長:関屋文雄、以下「富士石油」)が株式移転によりAOCホールディングス株式会社(本社:東京都品川区、社長:坂本吉弘)を設立するにあたり、商法規定に基づき、富士石油に対しJエナジーが保有する富士石油株式の買取を請求してまいりましたが、このたび富士石油との間で譲渡条件について合意いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 譲渡の内容

- (1)譲渡株式:富士石油普通株式 5,112,500株
- (2)譲渡価額:8,272百万円(1株1,618円)
- (3)譲渡日:平成17年2月28日(予定)

#### 2. その他

- (1)Jエナジーと富士石油との間で従来から行われている石油製品取引については、本株式譲渡とは関係がなく、今後も継続してまいります。
- (2)本株式譲渡により、新日鉱HDの平成16年度連結業績において、約55億円の譲渡益を見込んでおります。

以上

### ● <ご参考:本件に関する経緯>

- (1)富士石油は、アラビア石油株式会社と共同して、平成15年1月31日、株式移転により持株会社AOCホールディングス株式会社を設立しました。
- (2)富士石油株式を保有するJエナジーは、株式移転比率(1:1)に反対し、商法規定(商法第371条第1項によって準用される商法第355条)に基づき、株式買取請求権を行使しました。
- (3)東京地方裁判所において、価格決定の審理が行われてきたところ、同裁判所から、裁判所選任の鑑定人による鑑定結果を踏まえた和解勧告がなされ、検討の結果、合理的な内容と判断し、本和解内容による株式譲渡を決定しました。